

若者・子育て世帯のマイホーム取得を応援します！

茨城町移住者新築住宅等取得補助金のご案内

町内に転入された若者世帯または子育て世帯で、町内に新築住宅を建築・購入または中古住宅を購入する世帯に対し、その費用の一部を補助します。

新築住宅・建売住宅



30万円

中古住宅



15万円

●申請期限 令和7年1月31日（金）

※予算額に達した時点で受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

●対象者

次のすべての要件に当てはまる方

- 町内に住宅を取得し、申請年度の3月31日までに居住を開始、かつ、その住所地に住民登録の届出を行うこと
- 申請年度の4月1日現在で子育て世帯（18歳未満の子がいる）または若者世帯（夫婦ともに39歳以下）であること
- 申請日から5年以上、取得した住宅に居住する意思があること
- 町に令和6年4月1日以降に転入し、転入後3年以内であること
- 転入日より前の1年間、町に住民登録されていないこと
- 取得した住宅について、所有権を有していること
※申請者本人またはその配偶者もしくはその両方

* 上記は主な要件です。その他交付要件の詳細につきましては、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。



お問い合わせ・申請先 茨城町 町長公室 地域政策課 企画グループ

TEL : 029-215-8003 FAX : 029-292-6748

E-MAIL : kikaku@town.ibaraki.lg.jp

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

移住者新築住宅等取得補助金
についての詳細はこちら





必要書類

- 茨城町移住者新築住宅等取得補助金交付申請書（様式第1号）
- 対象住宅の全部事項証明書の写し
- 対象住宅の工事請負契約書の写し（建築の場合）
- 対象住宅の売買契約書の写し（購入の場合）
- 対象住宅の取得に係る領収書の写し
- 居住用面積が確認できる書類（建物平面図等）（併用住宅の場合）
- 定住等誓約書兼同意書（様式第2号）
- 共有名義者同意書（共有名義の場合）（様式第3号）
- 申請者の本人確認書類の写し
 - ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）の写しなど
- その他、町長が必要と認める書類

申請から交付までの流れ



申請

申請期限：令和7年1月31日
上記の必要書類を申請期限までに提出してください。
※申請後に審査を行うため、書類提出時点で補助が決定するものではありません。

審査

提出書類を確認し、補助金の交付の可否を審査します。

交付決定

交付が決定した場合、交付決定通知書と交付請求書を郵送します。
（不交付の場合は不交付決定通知書を送付）

振込

下記の書類を提出し、補助金交付の請求をしてください。

- 茨城町移住者新築住宅等取得補助金交付請求書（様式第5号）
- 通帳その他の振込先口座を確認することができる書類の写し

請求

指定された口座へ補助金を振込みます。（請求から30日程度）

